

別表第2 化学的酸素要求量の規制基準を定める係数（新設事業場に適用）

業種又は施設		特定施設番号 (注1)	上乗せ基準 (BOD 又は COD) (mg/L)	a	b	
1	食料品製造業、皮革製造業、死亡獣畜取扱業、と畜業及び洗びん施設	日平均排水量が500m ³ 未満のもの	2～10、13～18の2、52、63の2、69	25	28.3	0.97
		日平均排水量が500m ³ 以上のもの		10	10.4	0.99
2	動物系飼料等製造業	11	10	10.4	0.99	
3	天然ガス鉱業及び天然ガスクみ上げに付随する塩水を原料とする無機化学工業製品製造業	1、27	70	86.2	0.95	
4	旅館業、共同調理場、弁当仕出屋、弁当製造業及び飲食店	日平均排水量が500m ³ 未満のもの	66の3～66の8	20	22.7	0.97
		日平均排水量が500m ³ 以上のもの		10	10.4	0.99
5	病院施設	日平均排水量が500m ³ 未満のもの	68の2	20	24.6	0.95
		日平均排水量が500m ³ 以上のもの		10	10.4	0.99
6	し尿処理施設	72	10	10.4	0.99	
7	浄水施設	64の2	10	10.4	0.99	
8	水産物卸売市場に係る施設	69の2	10	10.4	0.99	
9	ごみ焼却施設及び産業廃棄物処理施設	日平均排水量が500m ³ 未満のもの	71の3、71の4	20	24.6	0.95
		日平均排水量が500m ³ 以上のもの		10	10.4	0.99
10	畜産関係特定施設	1の2、74	120	136	0.97	
11	その他の業種又は施設	日平均排水量が500m ³ 未満のもの	1、12、18の3～51の3、53～63、63の3、64、65～66の2、67、68、70～71の2、71の5、71の6、74	20	22.7	0.97
		日平均排水量が500m ³ 以上のもの		10	10.4	0.99
12	みなし病院施設	日平均排水量が500m ³ 未満のもの	みなし病院	20	24.6	0.95
				60	73.9	0.95
				10	10.4	0.99
				60	73.9	0.95
13	みなし浄化槽		みなし浄化槽	10	10.4	0.99
				60	68.0	0.97
				90	102	0.97

(注1) 政令別表に掲げる施設番号。